

令和3年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和3年6月8日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4番	尾 関 俊 治
議 員	1番	間 宮 寿 和
〃	2番	關 谷 樹 弘
〃	3番	高 橋 伸 治
〃	5番	川 島 功 士
〃	6番	田 島 清 美
〃	8番	岡 田 文 雄
〃	9番	安 田 敏 雄
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第1号）

令和3年6月8日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 第37号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認について
- 日程第6 第38号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認について
- 日程第7 第39号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第8 第40号議案 笠松町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 第41号議案 笠松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 第42号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 第43号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 第44号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 第45号議案 笠松町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 第46号議案 笠松町新こども館建築工事請負契約の一部変更について
- 日程第15 第47号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 第48号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

て

- 日程第17 第49号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第18 第50号議案 令和3年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第19 第51号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和3年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

3番 高橋伸治議員

9番 安田敏雄議員

日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告をいたさせます。

○議会事務局長（平岩敬康君） それでは、1点御報告をいたします。

監査委員より、令和2年度4月分及び令和3年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付をさせていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

日程第4 第2号報告及び日程第5 第37号議案から日程第19 第51号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、第2号報告及び日程第5、第37号議案から日程第19、第51号議案までの15議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日、提出させていただきました案件は、繰越明許費繰越計算書の報告

1件、専決処分の承認2件、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意が1件、笠松町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例ほか5件の条例案件6件、笠松町新こども館建築工事請負契約の一部変更1件、令和3年度笠松町一般会計ほか4件の補正予算5件、以上報告を含め16件でございます。

このうち、議案書15ページの第39号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の杉江正博氏（岐南町）の任期4年が令和3年7月24日をもって満了することに伴い、その後任として、羽田野正史氏を同委員に任命するため、町議会の同意を求めるところでございます。

そのほかの案件につきましては、副町長より詳細説明をいたしますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、順次御説明申し上げます。

まず、議案書1ページの第2号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

内容につきましては、議案書の2ページ、3ページの令和2年度笠松町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりでございます。

公用車管理事業ほか16事業であります。合計欄を見ていただきますと、3億936万4,400円を今年度に繰越しさせていただきました。後ほど、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、5ページをお開きください。

第37号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため、町議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであると認め、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるところでございます。

令和3年5月13日に専決をさせていただきました。補正額は、307万3,000円の増額補正であります。

内容でございますが、9ページをお開きください。

歳出の第9款 教育費、第2項の小学校費と第3項の中学校費、それぞれ第1目の学校管理費におきまして、児童・生徒が安心して学校生活を送るために、教職員等が定期的にPCR検査を受診するため、消耗品を合計で307万3,000円計上させていただきました。

対象は、小・中学校教諭、非常勤講師、それから放課後児童クラブ指導員などで、合計で210名を想定しております。検査は、5月に1回実施いたしました。そして、6月に2回、7月に1回、夏休みは放課後児童クラブ指導員のみ実施いたします。そして、9月に1回を予定

しております。

財源につきましては、交付金を活用させていただくものであります。

続きまして、10ページをお開きください。

第38号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認についてであります。

こちら、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告して承認を求めるものでございます。

令和3年5月27日に専決をさせていただきました。補正額は2,009万3,000円であります。

こちらの内容につきましては、14ページをお開きください。

歳出の第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費におきまして、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金、児童1人当たり一律5万円を給付することに伴う経費を合計で2,009万3,000円計上させていただきました。

なお、独り親世帯は県において手続がなされます。対象者は、令和3年4月分の児童手当または児童扶養手当受給者で、令和3年度住民税均等割非課税の者、またはコロナ感染症の影響により家計が急変し、先ほど申しあげました均等割非課税の者と同様の事情があると認められる者であります。対象児童は、18歳になる年度末までの子で、障害者は二十歳未満であります。その養育者が対象となります。

内容としては、事務費として合計で89万3,000円、そして子育て世帯生活支援特別給付金対象者数は384人を見込んでおります。

財源につきましては、全て国の補助金を予定しております。

16ページをお開きください。あわせて、議案資料の1ページもお開きいただきたいと思います。

第40号議案 笠松町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

町民や事業者から提出される申請等の負担を軽減し、その利便性を向上することを目的に、町が令和3年4月12日に策定いたしました行政手続における押印の見直し指針に基づき、所要の規定整備を行うものであります。

議案の資料の1ページでございますように、こちらの条例につきましては、新たに職員となった者がサービスの宣誓に際し、押印及び対面を不要とするため、宣誓書様式の押印を不要とし、署名をして任命権者に提出することのみを求める改正であります。

施行期日は、公布の日からであります。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。議案資料も2ページを併せてお開

きください。

第41号議案 笠松町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、令和3年3月31日に地方税法等の関係法令が公布され、地方税関係書類が見直されたことに伴い、地方税法に基づき規定している笠松町固定資産評価審査委員会条例についても納税者等の負担軽減を図るため、押印等を見直すため、所要の規定整備を行うものであります。

内容といたしましては、固定資産評価審査委員会へ審査の申出をする際に提出していただく審査申出書について、審査申出人からの押印を不要とするもの、そして固定資産評価審査委員会の口頭審理において、申出者が提出する口述書の押印を不要とするものであります。

施行期日は、公布の日となります。

なお、今回、押印の廃止の関係で2つの条例を提案させていただきましたが、規則につきましては令和3年6月1日に特例規則であります笠松町申請書等の押印の省略に関する規則を施行させていただきました。

内容としては、押印表記のある様式に係る行政手続は、様式の改正が行われるまでの間、当該押印表記にかかわらず、押印をしないで使用することができる内容となっています。

この特例規則をホームページ等で周知するとともに、各種手続に係る様式については順次押印不要の修正を行ってまいります。

続きまして、18ページをお開きください。議案資料も3ページを併せてお開きください。

第42号議案 笠松町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部改正がされたことにより、個人番号カードの発行主体が現行の市町村から地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言っておりますが、そちらに変更されるとともに、カード発行手数料についても、このJ-LISにおいて徴収することに変更されることに伴い、町で徴収していた手数料に関して所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の3ページにありますように、個人番号カード再交付手数料1件800円の規定を今回廃止するものであります。

施行期日は、令和3年9月1日であります。

続きまして、19ページの第43号議案 笠松町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案資料の4ページも併せてお開きください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

まず、地域型保育事業における連携施設の確保義務緩和要件に係る読替規定の明記であります。

議案資料の4ページのところですが、第42条の第4項第1号のところに書いてございますように、0歳から2歳児の保育を提供する特定地域型保育事業者における卒園後の受皿の提供を行う連携施設確保義務について、児童福祉法第24条第3項を同法附則第73条第1項、こちらは経過措置でございますが、この規定に読み替えて適用する場合、保育所等の不足にかかわらず利用調整や受入れ要請を行う場合においても、卒園後、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう措置を講じている場合は、確保義務が緩和される要件に含むとして明記するものであります。

なお、現在地域型保育事業を利用する事業者は笠松町にはございません。

また、第42条の第5項関係では語句の修正を行っております。「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設」に修正等を行うものであります。

施行期日は、公布の日であります。

次に、20ページをお開きください。議案資料は5ページからとなっております。

第44号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の規定整備を行うものであります。

また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、こちらも所要の規定整備を行うものであります。

内容としては、議案資料の6ページの第49条関係ですが、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図るため、諸記録の作成・保存等について、書面に代えて電子的方法による対応を認めるものであります。

また、第6条関係で、資料の5ページですが、字句の修正を行っております。教育及び利用乳幼児等の用語について、定義の範囲を第3号だけでなく第4項にも用いられる修正を行っております。また、先ほどと同じように、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設」に修正を行っております。

施行期日は、公布の日であります。ただし、49条の規定は7月1日の施行となります。

続きまして、22ページの第45号議案、議案資料のほうは7ページとなっております。

笠松町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

令和元年度より実施している新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等

による介護保険第1号保険料の減免について、令和3年度分を継続して行うため、所要の規定整備を行うものであります。

議案資料の7ページにありますように、対象となる介護保険料は、これまで令和元年度分及び令和2年度分であったものを令和元年度分から令和3年度分までに改正するものであります。

減免の対象は、原則令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている第1号保険料といたしますが、令和2年度分及び令和元年度分の申請がやむを得ず遅れた場合にも対象とするものであります。

なお、減免に要する費用については特別調整交付金により国の財政支援がされる予定であります。

施行期日は、公布の日であります。ただし、適用は令和3年4月1日となります。

続きまして、23ページをお開きください。議案資料の8ページも併せてお開きください。

第46号議案 笠松町新こども館建築工事請負契約の一部変更についてであります。

本工事を施行すべく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、笠松町新こども館建築工事請負契約の一部変更について、議会の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、事後審査型の一般競争入札により3月10日に入札し、3月12日に仮契約を行っております。そして、3月19日に議会の議決をいただき、同日契約した案件でございます。

その際、提案説明で申し上げましたように、全体事業費としては既存施設の規模に「ことばの教室」を加え、一般的な事業単価を乗じた約1億8,000万円の予算を確保しておりましたが、懇談会での御意見や新型コロナウイルス対策を講じた結果、設計金額が予算を上回る結果となりました。このため、国庫補助事業の着手時期の関係もあり、年度内契約を目指して、外構工事等の部分を外した建築工事として発注したところであります。

以前にもお話し申し上げましたが、結果として落札率が83.23%であり、その予算残分をして当初の予定どおりの工事内容が確保できることになりまして、今回契約の一部変更という形で提案をさせていただいたものであります。契約金額は、2,990万1,300円増の1億7,840万1,300円。

なお、契約期間、契約の相手方、工事場所に変更はございません。

議案の資料にございますように、工事内容の変更としましては、外構工事である舗装、排水、フェンス、屋外手洗い場、自転車置場、駐車場灯の設置工事、そして室内のシステムキッチン、下足入れ一体型の事務室カウンター、作りつけ屋内遊具等の造作家具工事の追加であります。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、24ページから35ページにわたっておりますが、第47号議案 令和3年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

今回、5,800万1,000円の増額補正をさせていただきます。

まず、今回の補正では、令和3年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の補正を行っております。全会計における職員数は、2役を含めて、昨年より1名減の126人で、全会計の人件費の合計では139万5,000円の減額となっております。

この第47号議案の一般会計の人件費につきましては、退職者1名による給料等の減額要因があるものの、職員の昇格が9人ございまして、また会計間異動等による給料等の増額を合わせ、退職手当組合負担金分等も含め、人件費がこの一般会計では474万円の増額となるものであります。

それでは、そのほかの主な補正内容を御説明申し上げます。

30ページの歳出から御説明申し上げます。

第2款の総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費でございますが、犯罪・事故等を防止する街頭防犯カメラを町内会が設置するために必要となる経費の一部を補助するため、補助金を30万円計上させていただきました。補助率は3分の1で、1基当たりの補助上限は10万円としております。

本事業は、町の単独事業で計画いたしましたが、県の事業との併用も可能な制度となっております。

次に、第8目の諸費でございますが、こちらは長池東及び長池西町内会から要望のありました地区集会所の改修補助金を57万3,000円計上するものであります。

補修内容は外壁補修等ございまして、事業費は114万6,530円で、その2分の1を補助させていただくものでございます。

次に、32ページの一番上の第3款 民生費、第2項 児童福祉費、第1目 児童措置費でございますが、4月9日に篤志者から寄附がございました。これを活用させていただき、保育所の備品購入費に対し補助するため、補助金を150万円計上させていただきました。

第一保育所、それから松枝保育所、下羽栗保育所への指定寄附がございましたので、各保育園に50万円ずつ補助するものであります。第一保育所は屋内遊具、松枝保育所は滑り台、下羽栗保育所も滑り台の購入を予定されております。

続きまして、同じく新型コロナウイルス感染症対策のため、備品・消耗品等の購入費用に対し補助するため、補助金を175万円計上しております。財源は国庫財源で、2分の1を想定しております。松枝、下羽栗、笠松保育園に45万円、第一保育所に40万円を補助するもので、保育園では消毒液、マスク、体温計、エプロン等の購入に充てられます。

また、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費でございますが、こちらはワクチン接種を実施するに当たり、必要な経費を今回3,955万3,000円増額させていただきます。

今回の追加は9月末までの予算措置でありまして、10月分以降は国の指針やそれに基づく体

制が決まった段階でまた補正対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

時間外勤務手当、休日勤務手当につきましては、職員分でございます。

報償費につきましては、集団接種における薬剤師による薬液管理等、看護師による接種会場の管理業務に対するものであります。

食糧費につきましては、土日の従事職員に対する昼食代等でございます。

それから、通信運搬費につきましては、高齢者へのワクチン接種券及び接種案内等の郵送料でございます。

また、人材派遣委託料につきましては、コールセンターの対応強化ということで、3人から6人にしましたので、その増分、それから接種会場に事務、看護師等の派遣をするための委託料をそれぞれ七、八人分の計上しております。

また、警備委託料につきましても、従来2人、100日分を予定しておりましたが、平日は4人、土日祝日につきましては5人体制で175日分を増員及び期間延長した増額補正をしております。

また、複写機使用料も計上させていただきました。

財源につきましては、全て国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を充てさせていただきます。

33ページでございますが、第6款 商工費、第1項 商工費、第2目 商工業振興費でございます。こちらにも新型コロナウイルス感染症の関係でございます、この感染拡大を防ぐため、緊急事態宣言等に基づく時短営業等の要請に応じて、全面的に協力する事業者に対して支給する協力金の第3弾及び第4弾の費用負担金を497万6,000円計上させていただきました。

第3弾は1月12日から2月7日までの27日間分でございます、263万1,000円、そして第4弾は2月8日から3月7日までの28日分でございます。いずれも、町の負担割合は事業費の5%であります。期間によって、1日当たりの協力金の額は4万円から6万円と違いますが、仮に全期間協力されると、約300万円強の協力金が交付されることになります。

それから、34ページをお開きください。

第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費ですが、こちらは下羽栗小学校5・6年生の4クラス分に県産材を利用したロッカーと掃除道具入れを設置するに当たり、既設ロッカーと掲示板等を撤去する費用として100万円、及び設置する備品として431万2,000円を計上するもので、下羽栗小学校のロッカーのサイズは旧の規格で、入り切らない状況がございまして、今後も県の清流の国ぎふ森林・環境基金事業の制度を活用して、順次進めてまいります。

補助率は2分の1であります。

また、第3項の中学校費、第1目 学校管理費と、それから第4項の社会教育費と第2目の

公民館費でございますが、こちらは購入してからかなり経過します印刷機の修繕対応が困難であるため、機器更新に係るリース費用をそれぞれ54万3,000円計上させていただきました。

歳入につきましては、今回の増額補正に伴い不足する財源に充てるため、前年度繰越金を884万円増額補正させていただきました。

以上が一般会計の補正であります。

続きまして、36ページの第48号議案 令和3年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は39万1,000円の増額であります。

39ページの歳出でございますが、こちらは職員異動等による人件費の増額補正を9万1,000円、そして新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に療養のため労務に服することができなかった期間に対して支給する傷病手当金を30万円増額補正するものであります。

人件費につきましては、一般会計からの繰入金を増額しております。傷病手当金については、特別調整交付金の対応となることから、県支出金を増額しております。

続きまして、40ページの第49号議案 令和3年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は、210万円の減額の補正であります。

内容につきましては、職員異動等による人件費の減額補正でございます。一般会計からの繰入金を減額しております。

続きまして、43ページから52ページにわたっておりますが、第50号議案 令和3年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

水道事業収益補正額は2,999万8,000円、水道事業費用補正額は4,173万2,000円。そして、次のページの資本的支出の補正額は74万8,000円となっております。

このうち、46ページであります。料金及び会計システムの再構築における導入一時経費を4,173万2,000円補正しております。そして、これに充てる補助金を45ページに県の補助金を750万5,000円計上しております。また、同じく45ページの下水道事業負担分の事務費増額における事務費負担金を2,251万5,000円増額補正しております。

このシステムの再構築費用の2分の1を下水道会計に負担してもらうということで、この2,200万円強を補正しております。また、こちらの会計でも人事異動に伴う増額補正をしておりますが、内容については省略させていただきます。

最後の53ページの第51号議案 令和3年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

下水道事業収益補正額は314万2,000円、下水道事業費用補正額が2,529万5,000円、54ページの資本的収入補正額が290万円の減額、資本的支出補正額が149万2,000円の増額補正でありま

す。

こちらの会計も人事異動に伴う増額補正をしておりますが、内容は省略いたします。

まず、57ページの負担金の補正を2,251万6,000円行っております。こちらは、先ほど申し上げました上水道の関係でございますが、令和4年度から導入する水道料金プラットフォームを活用した料金会計システム構築費用を水道事業と折半して支出するため、水道事業会計への負担金を2,251万6,000円計上しております。

あと、詳細につきましては説明を省略いたしますので、よろしく願いいたします。

以上が今回提案させていただきました案件でございます。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第39号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についてを先議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案を先議することに決しました。

第39号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり同意されました。

お諮りいたします。明6月9日から6月14日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月15日午前10時から本会議を再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、明6月9日から6月14日までの6日間は休会とすることに決しました。

散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時48分